

[事案 23-153] 失効取消請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者死亡前に契約が失効し、死亡保険金が支払われなかったが、失効事由に該当しないとの理由で、契約者（被保険者）の相続人が、契約の失効の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

子供が平成 20 年 9 月に死亡したため、保険金を請求したところ、20 年 1 月に契約が失効したとして、死亡保険金が支払われなかった。しかし、次の理由から本契約の失効は認められない。

- ①19 年 11 月分の未払の年払保険料が約 19 万円であったが、失効後の払戻金が 31 万余円あり、これを充当することで、保険料の未払いは生じなかった。
- ②同様に、失効後に支払われた入院給付金等が 29 万余円あり、これを充当することで保険料の未払いは生じなかった。

<保険会社の主張>

申立契約は、19 年 11 月から 1 年分の年払保険料が払込猶予期間中に払い込まれなかったことにより、以下のとおり約款の失効事由に該当し、失効したものであるので、申立人の請求に応じることはできない。

- ・申立契約の失効返戻金のうち、主契約の解約返戻金は未払込保険料の額を下回っており、主契約の積立金を保険料に充当する規定は適用とならない。
- ・入院給付金等 29 万余円は払込期月及び猶予期間中の給付金ではなく、未払込保険料に充当することはできない。また、払込期月及び猶予期間中の入院に対する給付金は約 5 万円未払込保険料の額に満たないため、この支払いおよび未払込保険料の差引きにより契約を有効にすることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、申立人の申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 主張①について

申立契約の主契約の約款では、「猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、(略) 猶予期間満了の日の解約返戻金が未払込みの保険料相当額をこえているときは、会社は、積立金から保険料が払い込まれたものとして取り扱います」と規定されている。主張①はこの規定の適用を主張するものと解される。

上記約款では、解約返戻金額について、「積立金から会社所定の金額を差し引いた金額」と、また、積立金については、「死亡給付金および災害死亡給付金ならびに死亡保険金およ

び高度障害保険金を支払うために、会社の定める計算方法により積み立てる金額」と規定している。このため、解約返戻金は積立金の範囲内であり、積立金は主契約に定める給付を支払うための金員であるとされているので、上記規定の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に限定されることになる。

申立契約の失効による払戻金のうち、猶予期間満了日の解約返戻金は合計 31 万余円であったものの、このうち主契約の解約返戻金は約 2 万円であり、未払保険料 19 万余円を超えていないため、上記規定は適用されず、主張①は認められない。

(2) 主張②について

申立契約に付加された医療特約の約款では、「保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます（略））が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに疾病入院給付金または手術給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料を疾病入院給付金または手術給付金から差し引きます」と規定され、「猶予期間中に疾病入院給付金または手術給付金の支払理由が生じたときは、前条の払込期間中の保険事故と保険料の取扱いに準じて取り扱います」と規定されている。主張②はこれらの規定の適用を主張するものと解される。

本件については、保険会社から支払われた入院給付金等 29 万余円は払込期月及び猶予期間中の給付金ではなく、未払込保険料に充当することはできないため、主張②は認められない。